

# 自立支援医療(精神通院医療) 郵送申請受付についてのご案内

※自立支援医療(精神通院医療)の申請手続きについては、  
郵送による申請も受け付けています。申請方法は下記をご覧ください。

## 1. 申請窓口

各福祉事業所 社会福祉課(区役所又は行政センター内)

## 2. 申請方法

各申請手続きに必要なものに記載の書類を申請窓口へ郵送してください。

※特定郵便又は簡易書類での郵送を推奨いたします。(郵送料は自己負担となります。)

## 3. 各種手続きに必要な書類

※「申請書」「収入申告書」「同意書」の様式は浜松市のホームページよりダウンロード可能です。

	手続きに必要なもの
新規	・申請書 ・診断書 ・加入医療保険情報が確認できるもの※1 ・所得等確認書類(必要な場合)※2 ・収入申告書※3 ・マイナンバーが確認できる書類の写し及び身元が確認できる書類の写し
市外からの住所変更 (転入)	・申請書 ・同意書※4 ・加入医療保険情報が確認できるもの※1 ・受給者証 ・所得等確認書類(必要な場合)※5 ・収入申告書※3 ・マイナンバーが確認できる書類の写し及び身元が確認できる書類の写し
再認定	・申請書 ・診断書※6 ・加入医療保険情報が確認できるもの※1 ・所得等確認書類(必要な場合)※2 ・収入申告書※3 ・マイナンバーが確認できる書類の写し及び身元が確認できる書類の写し
医療機関等の 追加・変更	・申請書 ・受給者証
所得区分の変更	・申請書 ・加入医療保険情報が確認できるもの※1 ・所得等確認書類 ・受給者証
加入医療保険の変更	・申請書 ・加入医療保険情報が確認できるもの※1 ・収入申告書※3 ・受給者証
住所・氏名等の変更	・申請書 ・受給者証
再交付(破損等)	・申請書 ・受給者証(紛失の場合を除く)

※1 資格確認書、資格情報のお知らせ、健康保険証の写し、マイナポータルから資格情報を印刷したもの。

※2 非課税の場合は年金振込通知書等、収入のわかる書類が必要です。

※3 非課税の方で収入額 80 万円未満の場合、提出が必要です。

※4 転入の場合、浜松市が転入前の他市町村から診断書等を取り寄せる必要があるため、取り寄せに同意する同意書を記入の上添付してください。

※5 所得等確認書類として、本年、他市町村から転入された方は、市民税・県民税課税証明書を添付してください。(マイナンバーの記入により省略可能)

※6 更新手続きのご案内を郵送した際に青色の用紙が届いた場合は、1年目で診断書の取得が不要です。  
白色の用紙が届いた場合は、2年目で診断書の取得が必要になります。

裏面に続く

#### 4. 交付について

申請された福祉事業所 社会福祉課(区役所又は行政センター内)より、郵送いたします。

#### 5. 注意点について

- ① 受付日は原則、必要書類が窓口が届いた日とします。 指定医療機関の利用に支障がでないよう早めの申請と書類の不備がないようご注意のうえ、郵送ください。
- ② 申請書類に不備があった場合は、申請された福祉事業所社会福祉課(区役所又は行政センター内)からご連絡する場合があります。  
申請書には確実にご連絡が取れる電話番号の記載をお願いいたします。  
書類の訂正が必要な場合は、お返す場合がありますのでご了承ください。
- ③ 急を要する場合など申請者様の状況により窓口での受付が必要な場合がありますのでご了承ください。

#### 6. 問い合わせ先

詳細については、下記までお問い合わせください。

- 郵送申請の手続きに関すること・所得区分の確認等に関することは、申請する福祉事業所社会福祉課(区役所又は行政センター内)へ

申請窓口		電話番号	郵便番号	住所
中央福祉事業所	社会福祉課	457-2057	〒430-8652	中央区元城町 103 番地の 2 (中央区役所内)
	(東) 社会福祉担当	424-0176	〒435-8686	中央区流通元町 20 番 3 号 (東行政センター内)
	(西) 社会福祉担当	597-1159	〒431-0193	中央区雄踏町一丁目 31 番 1 号 (西行政センター内)
	(南) 社会福祉担当	425-1485	〒430-0897	中央区江之島町 600 番地の 1 (南行政センター内)
浜名福祉事業所	社会福祉課	585-1697	〒434-8550	浜名区貴布祢 3000 番地 (浜名区役所内)
	(北) 社会福祉担当	523-2898	〒431-1395	浜名区細江町気賀 305 番地 (北行政センター内)
天竜福祉事業所	社会福祉課	922-0024	〒431-3392	天竜区二俣町二俣 481 番地 (天竜区役所内)